

1. これまでの経緯

宮ノ台線の佐倉市内部分の廃止については、令和 6 年 2 月 9 日、第 33 回佐倉市地域公共交通会議において東洋バス運行事業者から申し出があり、令和 6 年 5 月 21 日、第 34 回佐倉市地域公共交通会議で令和 6 年 9 月末をもっての宮ノ台線の廃止についての協議を実施しました。

2. 佐倉市地域交通会議での協議内容

バス路線の廃止については、廃止の 6 か月前までに運輸局への届出が必要であるところ、地域公共交通会議において協議を調えることにより、30 日前までの届出により可能とされています。

（道路運送法施行規則第 15 条の 4（2）当該路線の休止又は廃止について地域公共交通会議において協議が調った場合）

地域公共交通会議としては、東洋バスから廃止の理由について説明を受け、交通会議としての対応を協議しましたが、影響の大きい路線バスの廃止について、廃止という選択に至った東洋バスの事情は理解できるものの、交通会議として協議が整ったものとして証明書を出すという結論には至りませんでした。

3. その後の経過

その協議において、委員から、宮ノ台線が運行している地域の状況を考えると、交通会議の議を経る形とは別の選択肢として、公示「一般乗合旅客自動車運送事業の休止又は廃止にかかる旅客の利便を阻害しない場合について」に該当する案件として届出可能ではないか、との発言がありました。（道路運送法施行規則第 15 条の 4（3）旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合）

会議終了後、今回の宮ノ台線の廃止が公示案件に該当するかどうか、千葉運輸支局に照会を行なった結果、東洋バスが廃止する宮ノ台線については、公示基準第 3 号に該当するとの判断をいただきました。

公示（抜粋）（平成 14 年 1 月 31 日・令和 4 年 2 月 4 日改正 関東運輸局長）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る旅客の利便を阻害しない場合について

道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 3 号（同規則第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。）の旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合は、次のとおりとする。

3. 休止又は廃止する区間に並行路線（鉄軌道及び道路運送法施行規則第 49 条第 1 項第 1 号の「市町村運営有償運送」によるものを含む。）があり、休止又は廃止する区間内における全ての停留所から 300 メートル以内

に当該並行路線の駅又は停留所が存在する場合

4. 廃線の手続き

千葉運輸支局の見解については、事務局から東洋バスへ伝達し、道路運送法施行規則第 15 条の 4（3）旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合に該当する案件として、手続きを行うとの意向を確認しております。